

## 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）

第25条の規定に基づき、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬の支給)

第3条 会長及び常務理事には報酬を支給し、会長及び常務理事を除く役員は、無報酬とする。

2 会長の報酬は、月額50,000円とする。

3 常務理事の報酬は、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会再雇用職員の勤務条件等に関する基準による。

(費用弁償の支給)

第4条 第2条に掲げる者が次の業務に従事した場合、費用弁償として、1日につき1,650円を支給する。ただし、報酬が支給される者を除く。

- (1) 本会を代表し従事する業務
- (2) その他、会長が必要と認めた業務

(支給の制限)

第5条 次に掲げる事項については、費用弁償を支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会へ出席するとき
- (2) 報酬等が支給される各種委員会等に委員として出席するとき

(支給の方法)

第6条 会長及び常務理事の報酬等は、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会職員給与規程第16条第2項に規定する日に、口座振込の方法により支給する。

2 役員に支給する費用弁償は、第4条に規定する額に従事した日数を乗じて得た額を翌月の末日までに、口座振込の方法により支給する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。社会福祉法人桐生市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。